

# もくもっく

## 支援目標

### 作業支援

#### (目標)

- 1 働く場を提供し、仕事をする上で必要な知識と技術を身につける。
- 2 生産活動を通じ、働くことの意義を理解し自立に対する意欲を高め、就労継続支援B型計画に基づいた生産から販売までの工程を体験する。
- 3 就労継続支援B型計画に基づき、目標達成した利用者には実習の受入先の情報提供と、さらなるステップに向かうための情報提供を行う。

#### (作業支援の役割)

##### 1 製菓班

目標：衛生的且つ安全な管理のもとに、信頼される製品を作り地域に提供する。

内容：製菓製品の生産及び販売を行う。

##### 2 軽作業班（環境整備を含む）

目標：衛生面及び安全確保に留意しながら、製品の包装から販売までの工程に携わる。

社会資源の活用をはかるため、リサイクル活動に参加する。

また、地域のボランティア活動に参加する。

内容：製菓班で製造したクッキー等製品の包装作業を行う。

包装した製品の配達、直売所への陳列を行う。

清掃活動を行い地域の環境美化活動に参加する。

##### 3 直売所

目標：自施設の生産物及び、他福祉施設の生産物等を地域に紹介・販売し、当施設の事業に対する理解を深めていただく。

内容：販売の拠点として地域との交流を図る。

#### (作業支援の姿勢)

- 1 個々の利用者の成長段階を把握し、利用者個々に最適な作業を提供する事によって、その能力と技術の向上を図る。
- 2 利用者個々に最適な作業環境の提供に努める。
- 3 自主性、協調性を養うために、利用者同士が相談・確認しあいながら作業を進められる環境作りに配慮する。

## 生活支援

### (自立生活支援目標)

自立生活に必要な知識と技能を身につける。

- 1 日常生活の基本と思われる、食事・排泄・着脱衣・清掃・整理整頓・あいさつ・身だしなみ等の正しい知識を身につける。
- 2 地域の一員としての自覚を持たせると共に、地域住民との交流を通じ協調性・思いやりの心を養い、よき対人関係を築けるようになる。
- 3 物事の善悪を的確に判断出来る力を身に付けるとともに、社会におけるルールを認識し、遵守できるようになる。
- 4 各行事・交流会等を通じ、主体的に活動できるようになる。
- 5 土曜開所や行事を通じ、余暇の活用方法と地域の社会資源の活用方法を学ぶ。

### (生活支援の姿勢)

- 1 支援に関しては一貫性をもって対処する。
- 2 利用者の情緒の安定を図る。
- 3 支援体制の適正な自己評価・反省を基に、より良い処遇に努める。
- 4 利用者及び、その家族の意見・意向を把握し、施設での処遇に反映させる。
- 5 一人暮らしの利用者に関しては、本人が生活し易い環境作りに努める。

## 家族支援

- 1 利用者と家族の関係を調整するため療育についての相談・助言を行なう。
- 2 各種制度の利用に関する情報提供を行い、各種制度を効果的に活用していけるように支援を行なう。

## 保健支援

- 1 施設利用者の安全な生活を維持することが、施設職員にとっては何より重要な職務である。そのために、職員は常に保健衛生に関する知識を向上させ、利用者が安心して生活出来る環境の提供に努める。
- 2 施設利用者の健康保持のため、所内にて体操・環境整備(ごみ拾い等)を兼ねた運動支援を行う。

### 1 所内保健支援の目的

利用者が身体的不調を訴えた場合、もしくは不調が見受けられた場合には、速やかに適切な処置を施す。

## 2 保健衛生

- (1) 身体的な不調はもとより、精神的な不安等により健康が損なわれると見受けられた時は、本人・保護者・医療機関等と十分協議をして改善に努める。
- (2) 清潔な環境作りに努める。
- (3) 利用者の健康上(食事等)改善が必要と思われる場合については、医療機関の指導や、本人・保護者の意向をふまえ必要な支援に努める。

## 3 所内定期検査

- (1) 検便検査一年 2回 (但し、食品に関わる利用者・職員は毎月1回)
- (2) 体重測定一年12回
- (3) 健康診断一年 1回

## 4 所内治療の対応

- (1) 出勤時にバイタルチェックを実施し、健康状態を把握する。
- (2) 日常に起こりうる怪我・疾病用薬(家庭常備薬)は、医務室の救急箱に保管しておくとともに、家庭にかわる適切な応急処置を行う。
- (3) 利用者が、勝手に薬品を持ち出さないように厳重に管理する。
- (4) 利用者個人の常備薬は、扶養義務者の指示により携帯・服用とし、施設側での判断による安易な投与は避ける。

## 5 緊急時の対応

- (1) 利用者の生命の安全を守る為、緊急時には消防本部(119番)・警察署(110番)との連携、協力を依頼する。
- (2) 事業所内サービス利用中の心身の状態が変化した場合は、利用者の扶養義務者に緊急連絡を行う。
- (3) 利用者の病状に急変が生じた場合、保護者へ連絡がつかない時その他必要な場合は速やかに協力医療機関又は、利用者の指定する医療機関での診療を依頼する。

# 地域との連携

## 1 啓発活動

- (1) 地域からの施設行事への参加を募る。
- (2) 施設見学の受け入れを行なう。(ボランティアの育成)
- (3) 多くの人に施設の実態を知ってもらい施設利用者に対する理解や行事への地域参加を促進する。
  - ・ボランティアの受け入れ。
  - ・福祉支援の提供の場として積極的に実習生の受け入れを行なう。